

毎週火、金曜日発行（但休日、当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部改正
- ◇告示 消費生活協同組合法施行細則の一部改正
生徒及び児童に対する臨時健康診断に要する
使用料減免告示の一部改正
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

規則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

昭和三十三年七月二十二日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第二十六号

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則（昭和二十九年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（延滞利子）

第五条 組合が、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として、償還金及び利子につき、納入期限から履行する日まで、一日につき、日歩二銭四厘の割合で計算した延滞利子を徴収する。

第六条中「主たる事務所を管轄する地方事務所長の副申を經」を削る。

第八条中「主たる事務所を管轄する地方事務所長を經」を削る。

第十一条各号列記以外の部分中「貸付」の次に「決定の通知」を加え、「主たる事務所を管轄する地方事務所長を經由し」を削り、第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、各号列記以外の部分の次に次の一号を

加える。

一 貸付の対象となつた施設を着工したとき。

第十二条第六号の次に次の一号を加える。

七 貸付金に関する契約に違反したとき。

第十二条に次の一項を加え、同条を第十三条とする。

2 組合は、前項の規定によつて一時償還を命ぜられたときは、償還金及び利子のほか、前項第三号、第四号

又は第七号の二に該当するときは、契約の日の翌月から、前項第一号、第二号、第五又は第六号の二に該当

するときは、当該事実の発生した日から履行する日まで、償還金につき、日歩一錢五厘八毛の割合で計算した金額を原に納付しなければならない。

第十一條の次に次の一條を加える。

(実績報告等)

第十二条 組合は、貸付金の対象である事業(以下貸付事業という。)が完了したとき(貸付事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、二月以内に、貸付事業の成果を記載した実績報告書を知事に提出し

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

2 組合は、貸付期間中、毎会計年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理方法を、年度終了後二月以内に知事に報告しなければならない。

改正後の第十三条の次に次の一條を加える。

(書類の經由)

第十四条 この規則により知事に提出する書類は、聯合

会の場合を除き主たる事務所の所在地を管轄する福祉

事務所長を經由しなければならない。ただし、主たる

事務所のある所在地が、鳥取市にある場合は東部福祉事務

所長を、倉吉市にある場合は中部福祉事務所長を、米

子市及び境港市にある場合は西部福祉事務所長をそれ

ぞれ經由しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の書類を受理したときは、意見を附して、遅滞なくこれを知事に送付しなければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

なければならない。

様式第三号

借用証書

一金 円也

右金額を当組合の設備資金に充てるため借用しました。ついで、鳥取県消費生活協同組合資金貸付規則及び貸付契約を厳守します。

年月日

所在地

組合名

組合代表者(職氏名)

右について、連帯して保証します。

連帯保証人

住所

職氏名

連帯保証人

住所

職氏名

連帯保証人

印紙

鳥取県知事

附則

この規則は、公布の日から施行する。

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十七号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則（昭和二十三年十月鳥取県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三号」を「第四号」に、「第四号」を「第五号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条を次のように改める。

（自治監査）

第三条 監事は、少くとも毎事業年度二回組合の財産又は業務の執行状況を監査しなければならない。

第六条を次のように改める。

（書類の経由）

第六条 法、法施行規則又は本則により知事に提出する書類は、連合会の場合を除き、主たる事務所の所在地を管轄する福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、主たる事務所の所在地が、鳥取市にある場合

は、東部福祉事務所長を、倉吉市にある場合は、中部福祉事務所長を、米子市及び境港市にある場合は、西部福祉事務所長をそれぞれ経由するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の書類を受理したときは、意見を附して、遅滞なくこれを知事に送付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百三十六号

昭和三十三年四月鳥取県告示第七十号（学校身体検査規程による臨時身体検査を受ける者に対する使用料の減免について）の一部を次のように改正し昭和三十三年六月一日から適用する。

昭和三十三年七月二十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

「学校身体検査規程（昭和二十四年文部省令第七号）による臨時身体検査を受けた者」を「学校保健法（昭和三十三年四月法律第五十六号）第六条第二項の規定により臨時に健康診断を受けた者」に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年七月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

一日 時 昭和三十三年七月二十五日 午前十一時

昭和三十三年七月二十六日 午前十時

二場 所 鳥取県教育委員会 会議室

三 協議題

1 教育関係職員並びに事務局職員の勤務評定実施要領について